

令和2年第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和2年8月27日(木)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回令和2年第1回定例教育委員会会議録の承認について
 - (1) 議決事項
 - 議案第2号 評価委員の選任について
 - (2) 報告事項
 - 報告第3号 令和2年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について
 - 報告第4号 学校再開後の給食提供について
 - (3) その他
 - ・教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
- 4 出席者

教育長	濱崎 徹
委員	藤本 英生
委員	桑野 聡史
委員	山崎 裕行
委員	新子 寿一
- 5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課主幹
柏原市教育委員会事務局 教育監
- 6 事務局出席者

給食課長
給食課長代理
給食課給食係長
給食課庶務係長

午前9時50分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長代理

みなさま、おはようございます。只今から令和2年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

それでは、令和2年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また教育委員の皆様方におかれましては、全員ご出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。令和2年第2回定例教育委員会会議次第、前回、令和2年第1回定例教育委員会会議録の写し、それから資料No.1からNo.4の資料を付けさせていただきます。不足はございませんか。

それでは濱崎教育長よろしくお願いたします。

○教育長

おはようございます。それでは、第2回定例教育委員会をはじめさせていただきます。

本来ならば、子供たちは、長い夏休みを満喫しているところですが、学習時間の確保のため、夏休み期間を短縮せざるを得ませんでした。猛暑で大変厳しい環境の中、2学期の生活が始まりました。熱中症や食中毒の事などコロナウイルス以外の事でも心配なことがあります。給食センターでもこの時期の給食は初めてということで、衛生管理を大変徹底していただき、安全第一を考えリスクの高いものを除いて献立を考えて提供していただいております。安心安全を第一に考え、この夏を乗り切っていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染は拡大傾向となっております。教職員や子供の感染の事例も所々で出始めており、どこでも発生する状況ですので、今後休校措置をとらなければならない緊急の状況も想定されます。給食の提供につきましても臨機応変に適切に対応できるようにご準備をよろしくお願したいと思っております。それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の会議録の署名委員についてでございますが、藤本委員よろしくお願いたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回、令和2年第1回定例教育委員会会議の会議録の承認についてでございます。すでにお目通しをいただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認ということで承ります。

続きまして議案第2号「評価委員の選任について」でございます。事務局より説明をお願いします。

○庶務係長

それでは、議案第2号、評価委員の選任についてご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

令和元年度の事務事業につきまして、令和2年度の評価委員の選任をお願いするものでございます。資料1としまして、経歴書を付けさせていただきます。

眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、平成31年4月からは武庫川女子大学短期大学部食生活学科非常勤講師として勤務されておられます。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木先生に評価委員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務・事業の見直し、また

推進をさせていただいているところであり、継続した取り組みが必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価委員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検評価にあたり、学識経験者の評価委員を選出する必要があるとございます。園田学園女子大学、武庫川女子大学等で実績を積み重ねておられます。昨年度もご指導いただいた先生でございます。令和2年度も評価委員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。

以上で、議案は終わりましたので、続きまして報告第3号、令和2年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算についての説明を事務局、よろしく申し上げます。

○給食係長

令和2年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算につきましては、6月12日に開催されました組合議会第1回臨時会において承認されております。資料2、令和2年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算の2ページをご覧ください。歳出の3. 教育費の補正額を788万8,000円とし、補正後の金額は4億9,962万4,000円となっております。内訳につきましては4ページをご覧ください。款 3教育費の補正内容について、簡単にご説明させていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスの影響により、政府の要請を踏まえた全国一斉の学校臨時休業に

伴って生じる課題への対応としまして、本年3月10日に国において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が取りまとめられ、その中で学校給食費に関する保護者の負担軽減や、学校給食事業者等に対する支援策が盛り込まれたことに伴い、3月13日に学校臨時休業対策費補助金交付要綱が策定され、国において補助金を交付することとされました。内容としましては、本年3月分の対象経費の4分の3を国庫補助金、4分の1を市負担分とし、市負担分の80%を特別交付税で措置するものでございます。

当給食組合においても、3月から学校臨時休業に伴い給食の提供を停止しましたことから、国の予算措置を活用して、学校給食事業者等に対し補償金を交付することとしましたことから、必要な予算措置をしたものでございます。

このような内容で、今回の補正予算となっておりますが、補償金の財源についての現在の状況について申しますと、先程ご説明しました対象経費の4分の1を市負担分とし、市負担分の80%を特別交付税で措置するという部分につきまして、去る4月30日に創設されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で地方負担分の10割を措置するという内容に国の方針が変更され、この補償金に対する地方負担分は0となっております。

以上、令和2年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○教育長

過日、組合議会において、ご承認をいただいたということについての報告でした。特にご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

続きまして、報告第4号、学校再開後の給食提供について説明を事務局よろしくお願いたします。

○給食課長代理

学校再開後の給食提供につきまして、資料3をご覧ください。

1. 学校再開のスケジュールにつきましては、分散登校により6月1日から学校が再開され、6月15日から通常登校となっております。

2. 給食開始のスケジュールにつきましては、学校再開後、最初の1週間は、給食の提供はしていません。

2週間目に個包装のパンと牛乳及びジャムやデザート等によります簡易給食で令和2年度第1学期の給食を開始いたしました。簡易給食を選択した目的につきましては、両市教委を含む3教委で協議した結果、分散登校となった場合でも全員の喫食が可能な給食であり、全て個包装による提供とすることで、配膳時における感染のリスクを減らし、また、感染拡大防止を意識した配膳方法により、通常の給食実施に向けての練習のためとなっております。これらの目的から、簡易給食の期間も食器を配送し、配膳練習の機会を確保するとともに、分散給食に対応するため、食器やジャム等はクラスの人数を半数にわけ、午前分と午後分として2カゴで給食センターから各学校へ配送いたしました。

3週間目に給食センターにおいて、調理を再開し、通常の3品献立の給食から、1品少ない献立によります2品献立の給食を提供しております。こちらの目的につきましては、教職員を中心とした少人数で配膳できる献立の給食であり、個包装のパンやカレーや中華丼などの丼もの、ハンバーグなどの1人1個付けのおかずなどにより、簡易給食に引き続いて、新しい給食スタイルを確立し、通常の給食実施に向けての練習のための第2段階となっております。

4週間目に当たります、6月22日から通常の3品献立によります給食を提供し、平常時において、1学期の給食が終了するあたりの7月15日まで3品献立での提供を続けました。

また、今年度は、両市において、授業時数を確保するため、夏期休業期間を短縮され、授業を実施されることに伴い、給食の提供を希望されましたことから7月16日から7月29日と8月20日から8月31日の期間につきましても給食を提供することとなっております。しかしながら、今までに前例のない夏場の高温多湿時期に給食を提供することとなりますので、細菌等の増殖による食中毒事故が起こりやすい時期であることから、安全性を第一に考え、給食提供における衛生管理を徹底するため、通常の3品献立の給食では

なく、食中毒のリスクの高い和え物献立を除いた2品献立で提供することを給食会理事会で協議決定しております。なお、2品献立となりましても、栄養価やエネルギー等を確保するため、使用する食材の量を増やすなど、献立に工夫を凝らして対応しております。

3. 給食の配送回収時間につきましては、6月8日から6月12日は、分散給食に対応するため、業者から学校に届けられるデザート等を含めまして、すべての給食を10時までに配送し、平常時の時間通りに回収を実施しました。6月15日から6月30日は、感染拡大防止を意識しながら、配膳や片付けを実施するため、学校での時間を要することから平常時の時間より20分早く配送し、20分遅く回収しております。

なお、7月1日から8月31日の高温多湿時期は、食中毒事故が起こりやすい時期であることから、調理後2時間以内に喫食することをより一層徹底するため、平常時の時間通りに配送しております。回収につきましては、引き続き、時間を要することから平常時の時間より20分遅く回収することを続けることとなっております。

4. 給食実施時の衛生管理につきましては、教室での注意点等を記載した別紙「給食実施時の衛生管理について」を3教委の連名で、給食開始前に学校へ配布しております。

5. 給食組合における感染症対策につきましては、出勤前に自宅で検温を行うなど、体調確認を行い、健康調査票でのチェック時に体温を記入することや通勤時に使用するマスクと調理室で使用するマスクは、別にする。また、出勤時、下足室でアルコール消毒をしてから、給食センター内に入ることを徹底し、未然防止を図っております。

なお、業務においては、各学校から回収した食器や残菜等の取り扱いに注意し、調理室等は、可能な限り換気すること及び時間差による昼食や分散による休憩など、可能な限り3つの密を避けることを心掛けております。これらの対策や飛沫感染防止シートを設置することで、当給食組合から新型コロナウイルス感染症に罹患した職員を発症させることなく、1学期の給食を無事に終えることができました。

報告第4号、学校再開後の給食提供についての報告は以上でございます。教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長

この件につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上で、報告事項は終わりましたので、その他に進めさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）についてご意見を賜りたいと思います。資料4をご覧ください。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回11月に開催予定の令和2年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料4の3ページをご覧ください。2. 令和元年度施策一覧として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っております。事務局、説明をお願いします。

○庶務係長

それでは、資料4、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について、説明をさせていただきます。

令和元年度を対象年度とします、教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。なお、当会議でのご意見を報告書（案）に反映させていただき、先ほど議案第2号にて、ご承認いただきました眞木評価委員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1 ページに点検評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2 ページには教育委員会の活動状況としまして、教育長及び教育委員名簿と教育委員会会議の開催状況を記載しております。次の3 ページから4 ページには、2. 点検・評価の方法として、(1) 対象施策の考え方、(2) 令和元年度施策一覧、この施策につきましては先ほど申しあげましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3) 実施方法、この項目の3 行目に施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しており、達成状況を3 段階で示しております。(4) には学識経験者の知見の活用について記載しております。学識経験者として先ほどご承認いただきました眞木優子先生に評価委員をお願いするものでございます。(2) 令和元年度施策一覧に記載しております施策ごとの点検評価シートを5 ページ以降につけております。

5 ページから説明させていただきます。3. 令和元年度の施策の点検評価、節名称 (1) 安心安全で衛生的な学校給食、主要施策 1) 施設・設備の老朽化の対応、施策名 1、機械機器の整備ですが、令和元年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の改修や修繕を実施いたしました。点検及び評価としまして、年々増加傾向にある猛暑日に対して、スポットクーラーの設置が困難な箇所に壁掛け型の大型扇風機を取り付け、空気を循環させることで、洗浄室における労働環境の改善をすることができました。また、連続食缶消毒保管庫蒸気放熱管取替補修などを行いました。これらの改修につきましては、学校の長期休業期間に実施したため、給食は支障なく提供できております。しかし、まだ耐用年数を超える厨房機器も存在しますので、状況を的確に把握し、計画的に買い替えをする必要があると考えております。

続きまして6 ページ、施策名 2、施設設備の整備でございますが、令和元年度実績としまして、大型換気扇取替補修、ブロック塀撤去補修などを実施しました。点検及び評価としまして、これらのことにより、調理場環境の維持や災害が起こった際の2次災害のリスクを低減し、職員の安全と建築基準法等の法令遵守を図ることができました。令和元年度に予定しておりました施設設備の補修につきましては完了しましたが、施設が老朽化しているため将来を展望した施設改修計画が必要であると考えております。

次に、7 ページの主要施策 2) 学校給食の危機管理、施策名 1、緊急事態発生時の対策でございますが、令和元年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故

発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました、学校給食の危機管理というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和元年度の保健所の衛生監視では適切な管理ができているという監視結果を得ております。

また、年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、2名の職員からノロウイルスの陽性反応が検出されましたが、自宅待機を指示し、再検査で陰性になるまで出勤させないという対応をし、食中毒を未然に防ぐことができました。その他、衛生管理の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和元年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2、異物混入時の対応でございますが、令和元年度実績としまして、学校給食における異物混入対応マニュアルに基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。

また、学校給食における異物混入対応マニュアルの内容をより充実させるべく、目次や異物の定義、区分等を追加し、マニュアルの改定を行っております。

点検及び評価としまして、給食センターで混入したと考えられるものにつきましては、年々減少している点で着実に成果が現れていると考えておりますが、令和2年度も、異物混入ゼロを目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまいります。また、異物混入は学校での配膳時に発生することもございますので、配膳室の管理や正確に白衣・帽子を着用してもらうことも大切ですので、学校へも適切な衛生管理を促してまいります。

次に、9ページの主要施策3)学校給食の衛生管理、施策名1、調理従事者の衛生管理の研修でございますが、令和元年度実績としまして、毎月末に1回、全員研修を行い注意事項等の啓発を行っており、学校の夏期長期休暇期間中の衛生研修では現場の衛生管理や手洗いの実践指導並びに学校給食における食物アレルギー対応などの研修を行いました。点検及び評価としまして、研修をすることにより意識の向上を図り、安心安全な給食が実施できました。今後も基本的なことを繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。

節名称(1)安心安全で衛生的な学校給食については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

節名称（1）安心安全で衛生的な学校給食に関する事業ということで説明がありました。施設設備の問題から危機管理の問題、衛生管理の説明がありましたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしくお願ひします。

○教育委員

異物混入については、何かあればすぐに給食センターから学校へ報告いただひており、細かく対応していただひていることが評価に表れてると思ひますが、残念ながらゼロではないです。但し、これは給食センターだけでなく、学校側にも関係はあると思ひます。是非、目標値のゼロを目指して今後も頑張つて取り組んで欲しいです。

○給食課長代理

ゼロというのは限りなく難しいですが、いつかは達成したいと考えております。

○教育長

ありがとうございました。9ページについて、1年間の研修内容を記載してありますが、3月はコロナで給食がなかった時期ではないですか。

○給食課長代理

2月の最終日に3月分として研修を行いました。

○教育長

その後、コロナに関しては何か研修をしましたか。

○給食課長代理

限られたセンターの部屋数の中で、できるだけ密にならないように、どのように昼食をとり、休憩するのかということ話し合い、不要不急の外出を控えるよう注意喚起及び、指導をしました。

○教育長

今年の研修はコロナの影響で止まっていますか。

○給食課長代理

4、5月は給食がなかったことから研修を見送っておりますが、6月の給食再開後は感染拡大防止を意識し、紙面研修を行いました。8月からは調理員の役職者を集め直接口頭で研修を行い、役職者からパート職員も含めて調理員に直接伝えるように指導しております。

○教育長

分かりました。その他よろしいでしょうか。それでは、次の第2節の説明をよろしく申し上げます。

○庶務係長

先ほどの続きの10ページからご説明させていただきます。

節名称(2) 保護者・学校・給食センターとの連携、主要施策1) 食育の取組み、施策名1、食に関する研修の充実では、令和元年度実績としまして、まず保護者との連携ですが、PTAの給食試食会時に、食の大切さについて啓発をしております。令和元年度の実績を表にしております。学校との連携としましては、児童の給食センター見学時に栄養士による食育のはなしを実施しております。給食センター見学の実績を表にしております。また、教職員との連携として、小・中学校それぞれの給食主任会におきまして、各学校の食育の取組みについての情報交換を行いました。PTA給食試食会と児童の給食センター見学の詳細につきましては、21ページに記載しております。10ページの説明を続けさせていただきます。点検及び評価としまして、PTAの試食会では給食に関心を持っていただくことができ、家庭での食事の重要性について

も考えていただける良い機会とすることができました。給食主任会では他校の取り組み等を参考に、自校の食育をより充実したものにしていくことができいております。

続きまして11ページ・12ページの施策名2、学校給食の年間指導目標では、令和元年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申し込みを受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施いたしました。中学校ではレシピにチャレンジを実施し、応募された献立から一部を給食の献立として採用いたしました。学校によって実施状況にばらつきはありますが、小学校では全ての学校で食に関する指導を行うことができました。

また、中学生のレシピにチャレンジでは初めて全中学校の9校が参加し、780献立が集まりました。そのうち、94献立が入賞し、その中から栄養のバランス、給食として提供できる内容か、どのような考えで献立を作成したかなどを栄養士が総合的に判断して、10献立を実際の献立として採り入れました。

点検及び評価としましては、食に関する指導計画の内容を新学習指導要領などに合わせて見直しつつ、今後も食に関する指導を積極的に行ってまいります。

続きまして13ページの施策名3、献立の年間計画では、令和元年度実績としまして、献立のねらい等を記載した献立の年間計画を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。また毎年4校をピックアップして残菜調査を実施しております。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施したブックメニューは、楽しく給食を食べることと、給食の献立から物語に興味を持ち、本を読もうとする気持ちを育てることができました。今後も献立の年間計画を作成し、それに基づいた献立を作成してまいります。また、平成30年度と令和元年度の給食主任会で残菜を減らす工夫について課題として取り上げております。残菜調査の結果を活かした献立作成に努めるとともに、より良い取り組みの情報提供を行い、残菜が減るように取り組んでまいります。

続きまして15ページの施策名4、地場産物の活用の推進につきましては、令和元年度予算に地場産物の調達費用として約90万円を措置いたしました。点検及び評価としまして、行政が負担することにより、より一層の献立内容の充実が期待されるため、今後も予算の拡充に努めます。

次に、16ページの主要施策2) アレルギーの対応、施策名1、学校給食における食物アレルギーに関する取り組みでございますが、学校生活管理指導表の提出を必須とし、医師の診断に基づくアレルギー対応を実

施いたしました。また、両市代表の方々とアレルギー対応マニュアルの策定に向けて協議を続けており、令和2年度中に策定し、令和3年度からの運用を目指して取り組んでおります。

続きまして17ページの施策名2、児童・生徒への細やかな指導と情報提供でございますが、食物アレルギーのある児童生徒に関しては学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による個別のアレルギー面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を電子媒体で学校に送信し、学校から該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和元年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。点検及び評価としまして、保護者からは詳しい食品成分を記載したアレルギー献立表があることで、安心して給食を食べることができていると評価を得ております。ただ、年々アレルギーの原因物品が増えており、食物アレルギー対応献立表の表示方法等について、更なる検討をしていく必要があると考えております。

節名称(2)保護者・学校・給食センターとの連携については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

節名称(2)保護者・学校・給食センターとの連携に関する事業ということで、説明がありました。給食センターが実施している食育、アレルギーの取り組みの説明でしたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問があればよろしくお願いいたします。

11、12ページの食育の取り組みで成果指標がBである理由は何ですか。

○給食課長代理

中学校では、授業時間の確保のため、他の教科と比べて食育の授業の時間の確保が難しいです。小学校では全ての学校に行かせていただき、食育を進めておりますが、中学校は栄養教諭の人数も少なく、食育授業の機会を確保することが難しいことから、Bにしています。

○委員

コロナ禍の中で、児童、生徒については約3か月余りの休校があり、肥満が増えている問題があり、小児生活習慣病の要因になっているのではないかという調査も始まろうとしています。これは栄養のバランスの崩れから起きているのではないかと思います。昼食に栄養のバランスのとれた給食を提供していただけたことが欠けていたからかどうかは分かりません。もしかしたら、家庭の影響もあるかもしれません。ただ、「がん」もそうですし、痩身、特に中学生ならダイエットを考えるとありますが、それがどのように自分の体に返ってくるのか、ということも食育の中で必要ではないかと考えます。今おっしゃられましたように、授業時数の関係等で時間的にも厳しいですが、中学校であれば、家庭科教諭、養護教諭もいます。専門的な知識で食育ができるように本市でも声掛けしていこうと思います。来年はAに近づくことができるように頑張ってください。

○教育長

コロナでより食育の大切さが見えたように思えます。

13、14ページですが、14ページの成果指標Bは残菜ですか。

○給食課長代理

はい。平成30年度と令和元年度の給食主任会において、残菜を減らす取り組みとして、先進的な取り組みや特色ある取り組みを情報交換しながら取り組んでおりますので年々減ってきていますが、去年実績ですと調査対象校の平均で8.4%の残菜がありました。平成26年度の全国平均では、6.9%となっておりますので、年々減ってはきていますが、全国平均に比べて多少多いということになっております。本来ならば令和2年度も残菜を減らす取り組みを課題に挙げて引き続き取り組んでいく予定でしたが、コロナウイルス対策が優先ですので、感染拡大防止のため、延期しています。コロナウイルスの件が落ち着きましたら、残菜をテーマに挙げて、さらに取り組んで参りたいと思いますので、Bとしました。

○教育長

今年は残菜調査をしていないということですが、感覚的に変化はありますか。

○給食課長代理

感覚的にはあまり変化はないように思われます。今年は感染防止の観点からどの食缶にどの残菜を戻しても構わないこととしているので分かりにくいです。

○教育長

15ページですが、地場産物の扱いは変わっていますか。

○給食課長代理

少しずつですが、増やさせていただきまして、2年前に初めて柏原市の大寅蒲鉾の平天を給食に取り入れさせていただきました。柏原市は、ぶどうや大寅蒲鉾等、地場産が比較的多かったです。藤井寺市はなかなか難しかったですが、3年前にバジルソースを取り入れさせていただき、令和元年は大阪前田製菓の乳ボーロを初めて取り入れさせていただきました。なかなか藤井寺市・柏原市の特産品、地場産物ということで難しい面がありますが、地域振興ですとか、地元の愛着を感じてもらいたいという思いがありますので、年々予算を拡充しつつ、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○教育長

そのあたりの情報収集はどのようにしていますか。

○給食課長代理

業者選定委員会で地場産物の実績を報告させていただいております。柏原市は産業振興課、藤井寺市は昨年、魅力創生課にご出席いただいている中で、何かいい地場産物があればご紹介していただきたいと話をさせていただいております。

○教育長

分かりました。16ページのアレルギーの対応、成果指標Bの理由は何ですか。

○給食課長代理

平成30年度にアレルギーマニュアル策定検討会を立ち上げて、マニュアルを作るために検討会を開催していますが、令和元年度に検討会として最終案まで持っていけなかったということで、課題途中ということでBにしております。実は昨日アレルギー検討会がありまして、検討会の中で最終決定までいただきました。令和元年度といたしましてBということであります。なお、年々児童生徒数は減少傾向ではありますが、対応するアレルギーの種類や人数は増加傾向であると思っています。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、次の節名称の説明を事務局お願いします。

○庶務係長

はい。それでは先ほどの続きで、18ページの節名称(3)学校給食費の滞納問題、主要施策1)滞納給食費の対応と対策、施策名1、滞納保護者との対応でございますが、令和元年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき学校給食会に移管されます。滞納繰越金は下表のとおりとなっており、年々増加傾向にあります。また、令和2年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、これまでの自宅訪問などによる蓄積資料の充実に加え、29年度からの法的措置の経験を基に、手続きを円滑に進めることができました。今後も保護者宅への自宅訪問を継続して実施し、状況把握や支払いを促していきます。

なお、中学校においては、滞納額が大幅に増加しており、給食費対策委員会等で要因を分析し、各学校で取組みを強化しておりますが、このまま滞納が増え続けると、適正な給食運営が成り立たなくなることを危

惧しており、両市とも十分に議論していきたいと考えております。

続きまして19ページの施策名2、滞納給食費の回収と対策でございますが、令和元年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。

点検及び評価としまして、無反応な保護者に対して、電話や自宅訪問の実施など、より一層の対策が必要であると考えております。

また、給食費の公会計化の検討も進めていかなければならないと考えております。

続きまして20ページの施策名3、訴訟裁判に向けての対応でございますが、令和元年度実績としましては、度重なる通告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかった2世帯につきまして、簡易裁判所に支払督促の申立を行いました。うち1世帯は仮執行宣言申立により債務名義を取得し、債権が確定しております。残り1世帯は分割支払いを希望する旨の異議申立があり、第1回口頭弁論が開かれる予定となっております。

点検及び評価としまして、法的措置の対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助を受給している保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和元年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

節名称(3)学校給食費の滞納問題に関して、説明がありました。

給食費の公会計化については、具体的に検討をすすめていますか。

○給食課長代理

制度としてどのような課題があるかについては検討しています。ただ、費用が莫大にかかります。市で業務を行っているところは、保護者の情報を住基ネットとつなぎ、請求を行いますが、給食組合が公会計になるとなりますと、藤井寺市、柏原市の住基ネットとの連携となりますので、なかなか難しいと考えます。情

報をどのように管理するかということと、専用のシステムを導入する必要があります。先進地で導入されているところでは、最初のイニシャルコストで4000万円位かかっているようですので、費用的な課題と、両市との連携をどのようにして保護者情報の管理をするのか、というところに大きな課題があると考えます。

○教育長

多額の費用がたくさんかかるということは置いておいて、公会計にした時のメリットは何でしょうか。

○給食課長代理

債権債務のありどころがはっきりするということです。今は私会計で私債権となっていますので、訴訟になったときは民事訴訟となります。公会計になりますと税金などと一緒ではっきりします。また、教職員の負担軽減になるといわれております。

○教育長

ありがとうございました。これまでの総括で何かご意見ございますか。

無いようですので、この報告書(案)に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので次回11月に開催予定の教育委員会会議で眞木評価委員からご意見をいただくということで進めさせていただきます。

以上をもって、本日予定の案件がすべて終了しました。円滑なご審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって、令和2年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前10時50分